平成２９年（フ）第６９０号
神奈川県小田原市寿町１丁目15番43―102号　ロッキーホーム寿町
債務者　黒羽　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６９号
石川県野々市市押越１丁目76番地　クリオおしこし205号、従前の住所石川県野々市市押野５丁目204番地
債務者　スクラムワークこと　北川　　昌
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
岩手県北上市和賀町岩沢９地割29番地105
債務者　阿部　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６０４号
神奈川県平塚市河内79番地の９、前住所神奈川県厚木市温水西２丁目27番９号　フレグランスＢ203
債務者　平嶋　亮太
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４５号
神奈川県秦野市羽根130番地の３　リバーサイドプラザ　204号
債務者　桑子　明夫
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４６号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅８号棟260号室
債務者　松本亜希子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８５号
神奈川県厚木市旭町１丁目16番15―607号
債務者　下関　一宇
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８６号
神奈川県厚木市旭町１丁目16番15―607号
債務者　下関　泰子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６９９号
神奈川県伊勢原市高森５丁目７番401号
債務者　花島　直道
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９号
新潟県燕市白山町３丁目34番27号
債務者　飯塚　　翔
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１７３号
青森市花園１丁目12番10号　ほのぼのハウス花園
債務者　石塚理香子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
青森市浪館前田２丁目７番８号
債務者　平井龍男子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３６号
神奈川県平塚市浅間町２番10―205号　サニークレスト湘南平塚浅間町
債務者　西田　和孝
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市若狭３丁目８番13号　３階
債務者　武内　純生
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５３８号
名古屋市千種区新西１丁目１番23号　レオパレスグリーンシティ香流201号
債務者　三原　卓也
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０８号
愛知県春日井市坂下町４丁目278番地２
債務者　瀬戸　裕紀
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部